京都市社会福祉協議会
情報セキュリティポリシー

平成２４年３月制定

目　　次

京都市社会福祉協議会情報セキュリティポリシー（基本方針）

1　京都市社会福祉協議会情報セキュリティポリシーの目的

京都市社会福祉協議会情報セキュリティポリシー（基本方針及び情報セキュリティ対策基準（以下「本ポリシー」という。））は、京都市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における継続的かつ安定的な事務事業の実施を確保するとともに、本会が保有する情報資産（以下「情報資産」という。）に関し、常に適切なセキュリティ水準を確保できるよう情報セキュリティ対策を総合的、体系的及び具体的に定めることを目的とする。

2　用語の定義

本ポリシーの用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　個人情報

個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

⑵　電子情報

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）のうち電子計算機で取り扱う記録をいう。

⑶　入出力帳票

電子計算機処理で利用する電子情報を作成するための情報を記載した帳票及び電子計算機処理の結果作成された帳票をいう。

⑷　情報システム

電子計算機、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成された情報の処理を行う仕組みをいう。

⑸　情報資産

個人情報に係る文書、電子情報、入出力帳票、情報システム並びに情報システムの開発、運用及び保守のためのすべての資料をいう。

⑹　情報セキュリティ

個人情報に係る文書の適正な管理並びに電子情報及び入出力帳票（以下「電子情報等」という。）の機密性（許可を受けた者だけが電子情報等を利用できる状態をいう。以下同じ。）、完全性（許可を受けた者が電子情報等を正しく利用できる状態及び不正なアクセス等により電子情報等が改ざんされることがない状態をいう。以下同じ。）及び可用性（許可を受けた者が電子情報等を必要なときにいつでも利用することができる状態をいう。以下同じ。）を維持することをいう。

3　適用範囲

本ポリシーは、本会の職員（準職員を含む。以下同じ。）に適用する。

職員は、本ポリシーを尊重し、遵守しなければならない。

4　情報セキュリティ対策基準

情報資産をあらゆる脅威から守るため、次の事項を内容とする情報セキュリティ対策基準を定め、情報セキュリティの確保に最大限取り組むものとする。

⑴　個人情報の保護

個人情報の取扱いに当たり、漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するために必要な事項を定める。

⑵　情報システムの運用に関する管理

情報システムの運用に関し必要な事項を定める。

⑶　情報システムの利用者の管理

故意又は過失による情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、利用者及び利用者権限の管理について必要な事項を定める。

⑷　ネットワークの管理

本会のネットワークの管理に関し必要な事項を定める。

⑸　ネットワークの利用の管理

ネットワークの利用に関し、必要な事項を定める。

⑹　情報システムの調達及び開発に関する管理

情報システムの調達及び開発に関する管理に当たり必要な事項を定める。

⑺　情報システムの委託に関する管理

本会における情報システムに係る外部委託及び外部要員の管理に関し、必要な事項を定める。

⑻　コンピュータウイルス等の脅威に対する管理

コンピュータウイルス等の脅威（以下「脅威」という。）によって引き起こされる情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損等の被害を未然に防ぐとともに、本会以外の団体及び個人に対する被害を生じさせることのないよう、脅威に関する対策の実施に当たり必要な事項を定める。

⑼　緊急時の対応

緊急時を想定し、情報システムをはじめとする情報資産の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止し早急な復旧を図るために必要な事項を定める。

⑽　情報セキュリティに関する教育の実施

本会の情報セキュリティ教育の実施に関し、必要な事項を定める。

⑾　情報セキュリティに関する監査の実施

本会の情報資産を漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故、災害等から組織的かつ継続的に保護するため、本会の情報セキュリティに関する点検及び監査の実施に関し、必要な事項を定める。

5　情報セキュリティ対策実施手順の策定

本ポリシーに定めるもののほか、本ポリシーの実施に関し、情報セキュリティ対策実施手順を定めるものとする。

6　情報セキュリティ管理体制

⑴　情報セキュリティ統括責任者

情報セキュリティ統括責任者を置き、情報セキュリティ統括責任者は、常務理事をもって充てる。

情報セキュリティ統括責任者は、情報セキュリティ管理の最高責任者であり、個人情報の保護等情報セキュリティの確保のため、情報セキュリティ統括者を指導及び監督する。

⑵　情報セキュリティ統括者

情報セキュリティ統括者を置き、情報セキュリティ統括者は、事務局長をもって充てる。

情報セキュリティ統括者は、個人情報の保護及び情報システムにおける情報セキュリティの確保のため、個人情報管理責任者及び情報システム管理責任者を指導及び監督するとともに、職員に対する教育、訓練、助言、指示等を行う。

⑶　情報セキュリティ統括者補佐

情報セキュリティ統括者補佐を置き、情報セキュリティ統括者補佐は、事務局次長をもって充てる。

情報セキュリティ統括者補佐は、情報セキュリティ統括者を補佐する。

⑷　個人情報管理責任者

個人情報管理責任者を置き、個人情報管理責任者は、所長（所長を置かない所属にあっては、室次長）をもって充てる。

個人情報管理責任者は、所管する所属及び施設（以下「所属等」という。）における個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、当該個人情報管理者を指導及び監督する。

⑸　情報システム管理責任者

情報システム管理責任者を置き、情報システム管理責任者は、情報システムを所管する所長（所長を置かない所属にあっては、室次長）をもって充てる。

情報システム管理責任者は、所管する情報システムの適正な管理について責任を負うとともに、当該情報システムにおける情報セキュリティの確保に関し、当該情報システム管理者を指導及び監督する。

⑹　個人情報管理者

個人情報管理者を置き、個人情報管理者は、所属等の長をもって充てる。

個人情報管理者は、所属等における個人情報を適正に管理し、個人情報の保護に関

し、職員を指導及び監督する。

⑺　情報システム管理者

情報システムを所管する所属等に、情報システム管理者を置き、情報システム管理者は、情報システムを所管する所属長をもって充てる。

情報システム管理者は、所管する情報システムを管理し、情報セキュリティを確保するため、職員が当該情報システムの電子情報等を適切に利用するよう職員を指導及び監督する。

⑻　情報システム担当者

情報システムを所管する所属等に、必要に応じて情報システム管理者の指名により情報システム担当者を置くことができる。

情報システム担当者は、情報システム管理者を補佐し、システムの運用等を行う。

7　法令遵守

職員は、職務の遂行において使用する情報資産に関し、次の法令その他の法令等を遵守しなければならない。

⑴　不正アクセス行為の禁止等に関する法律

⑵　著作権法

⑶　京都市社会福祉協議会個人情報保護規程

⑷　京都市指定管理に関する協定書

8　情報セキュリティに関する違反への対応

⑴　個人情報に関するもの

個人情報管理責任者及び個人情報管理者は、職員が本ポリシーに違反したときは、直ちに情報セキュリティ統括者（不在のときは、情報セキュリティ統括者補佐）に報告しなければならない。

情報セキュリティ統括者は、個人情報管理責任者に対し、当該職員に是正を求めるよう指示しなければならない。

個人情報管理責任者は、個人情報管理者に対し、当該所属に是正を求めるよう指示しなければならない。

個人情報管理者は、当該職員に対し、是正を指示するとともに、総務部に報告しなければならない。

職員の本ポリシーに違反する行為については、その重大性及び発生した事件の状況に応じて懲戒処分等の対象とし、悪質な場合には刑事告発を行う。

⑵　情報システムに関するもの

情報システム管理責任者、情報システム管理者及び情報システム担当者は、職員が本ポリシーに違反したときは、直ちに情報セキュリティ統括者（不在のときは、情報セキ

ュリティ統括者補佐）に報告しなければならない。

情報セキュリティ統括者は、情報システム管理責任者に対し、当該職員に是正を求めるよう指示しなければならない。

情報システム管理責任者は、情報システム管理者に対し、当該所属に是正を求めるよう指示しなければならない。

情報システム管理者は、当該職員に対し、是正を指示するとともに、総務部に報告しなければならない。

職員の本ポリシーに違反する行為については、その重大性及び発生した事件の状況に応じて懲戒処分等の対象とし、悪質な場合には刑事告発を行う。

9　評価及び改定

情報セキュリティ統括責任者は、情報セキュリティに関する監査の実施に係る基準に基づく監査及び点検の結果を踏まえ、本ポリシーの実効性を評価するとともに、本ポリシーを改定する必要があると認めるときは、情報セキュリティ統括者に対し、当該箇所を改定するよう指導する。

情報セキュリティ統括者は、情報セキュリティ統括責任者による指導を受けたとき、その他改定の必要が生じたときは、速やかに本ポリシーの改定案を作成し、情報セキュリティ統括責任者の承認を受けて、本ポリシーを改定する。

10　その他

情報セキュリティ統括者は、本ポリシーの実施に関し、情報セキュリティ対策基準によらなくとも十分な情報セキュリティが確保され得ると認めるものについて、情報セキュリティ統括責任者の承認を受けて、別に情報セキュリティ対策に関する基準を定めることができる。

附　則

本ポリシーは、平成 24 年４月１日から実施する。